

【JA ようてい 女性活躍推進法に基づく行動計画】

1. 一般職女性職員を総合職へ5名増加するように、次のように行動計画を策定する
2. 全職員の平均有給休暇取得率を10日以上にするように、次のように行動計画を策定する

1.計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2.当組合の課題

- 1) 男性職員に比べ、女性の総合職の割合が少ない
- 2) 職員毎に有給の取得率に差がある

3.目標

- 1) 総合職の女性を5名増加させる（R3～R8の期間）
※過去5年間（H28～R3）での職群変更は5名
- 2) 全職員の平均有給休暇取得率を10日以上にする（年間）
※令和2年度の平均有給休暇取得率は10日

4.取組内容・実施時期

1)

令和3年6月～

- ・農協資格認定試験中級以上の取得勧奨推進及び総合職への推進

令和3年11月～

- ・職群変更希望者の取りまとめ推進
- ・自己申告書の提出時に働きかけをする

2)

令和3年4月～

- ・勤怠システム等による有給休暇日数の正確な管理
- ・有給休暇を計画的に取得させる
- ・有給休暇を取得しやすい職場づくり